

5月は「消費者月間」です

# 「その契約、大丈夫ですか？」 契約は慎重に



●問い合わせ 松本市消費生活センター (☎36-88332 ㊚36-68339)

消費者トラブルで「困ったな」、「どうしよう」と思ったら、松本市消費生活センター  
または消費者ホットライン (☎188) にご相談ください。

## 事例1

### ホテルのキャンセル料金 100パーセント

**Q** インターネットで旅行サイトからAホテルに1カ月後の宿泊予約をした。翌日、Bホテルが安かったので、Aホテルの予約をキャンセルした。すると、Aホテルから宿泊代と同額のキャンセル料金を請求された。

**A** ホテルの予約時に、サイト上のキャンセル規定を確認しましたか。

キャンセル料金は、宿泊施設によって異なります。同じ宿泊施設でも、宿泊プランや支払い方法によって、キャンセル料金が異なる場合もあります。予約する前に、「いつからいくらのキャンセル料金が発生するのか」を必ず確認しましょう。

消費者契約法では、キャンセル規定に記載された損害賠償額について、事業者が生じる「平均的損害」を超える分は無効としています。

この事例の場合は、1カ月前のキャンセルにもかかわ

## 事例2

### エステ契約で勧められた 「推奨商品」

**Q** 脱毛エステの広告を見て、お店に出かけた。お試しのつもりで行ったのに、高額なコースを勧められ断り切れず申し込んだ。

コースと一緒に勧められた化粧品もあり、エステに必要だと思い申し込んだ。

帰宅し、よく考えたら高額なのでクリーニング・オフすることをお店に伝えると、「エステコースの解約はできるが、化粧品はエステコースに必要な『関連商品』ではなく、『推奨商品』なのでできない」と言われた。化粧品も含めて解約したい。

不可欠と説明しながら「推奨商品」として契約書面に記入する業者もいます。

消費者にとつて、勧められた商品が「関連商品」なのか、「推奨商品」なのか判別は大変困難です。契約の際には契約書をよく読んで、わからなければ説明を求めましょう。

関連商品でも、自ら開封して使用した分はクリーニング・オフできません。

また、クリーニング・オフ期間を過ぎた場合でも、エステのサービス提供期間内であれば「中途解約」ができます。

困ったり、迷ったりしたら、消費生活センターにご相談ください。

## A

契約期間が1カ月を越え、支払総額が5万円を超えるエステティック契約は、「特定継続的役務提供」と呼ばれ、クリーニング・オフの対象となります。同時に契約した健康食品・化粧品・石鹸・下着・美顔器等の「関連商品」もクリーニング・オフができます。「関連商品」とは、「エステサービスを受けるのに必要な商品」のことです。

「目隠しシール」が貼られた架空請求ハガキや、不審なメールの相談が増えています。記載されている電話番号には絶対に連絡しないでください。個人情報の流出や金銭被害にあらう危険性が高まります。

## 架空請求 急増中